

チャランケ通信 第182号 2017年7月17日

「チャランケ」とは、アイヌ語で談判、論議の意、「アイヌ社会における秩序維持の方法で、集落相互間又は集落内の個人間に、古来の社会秩序に反する行為があった場合、その行為の発見者が違反者に対して行うもの、違反が確定すれば償いなどを行って失われた秩序・状態の回復を図った」(三省堂『大辞林』より)

元参議院議員 峰崎直樹

安倍内閣支持率の激減、30%を割る時事通信の調査結果に衝撃

安倍政権の支持率がこのところ大きく低下し、最新の時事通信による世論調査によれば30%を切ったとのことだ。この調査結果は衝撃的だったようで、各新聞が一斉に報道しており、都議会議員選挙での惨敗を受けた1週間後の7月7~9日にかけて実施、前月比15,2%も下がって29,9%と初めて3割を切っている。通常3割を切ると政権の座から転げ落ちる危険性が大きくなると言われており、危険水準を切ったことで官邸側にも深刻な打撃を与えているようだ。

もともと17日付の北海道新聞によれば、15~16日に実施した最新の共同通信の内閣支持率は35%で、不支持率が53%と過半数を上回ったと報じている。政権にとって、深刻さには変わらない。

官邸(安倍総理)の焦りが閉会中の予算委員会への総理出席へ

時事通信の場合、不支持率も48,6%と前月比14,7%も上昇し、とくに加計学園に関する安倍首相の発言を信用できるかどうかを聞いたところ、「信用できない」が67,3%にも上っており「信用できる」の11,5%を大きく上回っている。又、説明責任を果たしていないと答えた比率も79,9%に達しており、国民の不信感の高まりを放置できなくなったのだろう。当初、自民党の竹下国対委員長は閉会中の予算委員会の開催を見送ることを民進党に伝えていたのだが、その回答の約2時間後には一転して開催の方向に転じている。どうやら安倍総理自身の決断のようで、それだけ追い込まれている事の現れと見ていい。

総理出席の予算委員会、しっかりと事実の解明を求めたい

閉会中の予算委員会真審査は、24日からの週に予定される見込みのようだが、与党と野党との質問時間の配分の折り合いがつかないようで、今後の与野党の話し合いの結果待ちになっている。本来、総理に対する質問を長々と与党側がするのも馴れ合い的になってしまい、国民の求めているものからかけ離れがちになり易い。それだけに、これまでの慣行であった野党対与党=8対2あたりが妥当なところなのだが、今回は政権側も汚名挽回に必死になっており、なかなか

か折り合いがつきにくいのだろう。国民の側にとって、しっかりとした事実関係の解明につながるような時間配分になるべく、野党側は努力して欲しい。

連合の労働基準法改正案に関する安倍総理宛要請書の波紋について

さて、最近大きな問題になってきたのが労働問題であろう。一つには、少子高齢社会が進む中で労働力不足が深刻化し、雇用の量的な問題をどのように解決していけるのか、と言う問題である。最終的には、移民と言う問題に行きつくのかもしれないのだが、人手不足に悩む経済界からは「技能実習生」制度を拡充する方向が出されているものの、なかなかうまく進展できるかどうか、この制度の下で多くの問題が露呈しているようだ。

少しでも政策面で前進できるなら、修正要求を勝ち取るべきだ

一方、今年3月28日に打ち出された「働き方改革実行計画」にともなう「同一労働同一賃金」の問題や「長時間労働の規制」など、政府の方も建前上は「働く人の視点に立った働き方改革」を前面に打ち出している。なぜ新自由主義に近い立場の安倍政権が、このようなプロレイバーの視点を打ち出すようになっているのか、背後にいる日本経団連や経済産業省の意向はどうなっているのか、訝しく思われて仕方がない。その戦略的な意図を知りたいと思うのだが、少なくとも労働組合の代表である「連合」にとって、自分たちの要求を実現していくチャンスであることには間違いのないわけで、その展開について注目して行く必要がある。

ホワイトカラーイグゼンプションを巡る問題の所在は何か、反対であっても修正させることの意義は大きいのでは

そうしたなか、7月13日突如マスコミの中で大きく取り上げられたのが「ホワイトカラーイグゼンプション」の問題である。連合の神津会長が安倍総理と官邸で会談し、2015年に国会に提案されたままになっている労働基準法改正案に関して、「要請書」を提出したのだ。その内容については、法案の中に盛り込まれている「企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大」や「高度プロフェSSIONAL制度」については、これまで「長時間労働・過重労働を助長しかねないため、私たちは労働政策審議会における議論の段階で反対の意見を表明して来た」し、今でもその姿勢は変わらないのだが、以下の点について是正して欲しいと、修正要求を提出したのだ。

問題は、働く労働者の健康の確保であり、過労死をもたらす長時

間労働の根絶にむけた努力だ

その是正内容については、おおよそ次のとおりである。(以下、「連合」ホームページ7月14日付「連合ニュース2017」と安倍総理宛の「要請書」より)

「少なくとも、①裁量労働制が営業職全般に拡大されない事の明確化、②高度プロフェッショナル制度で働く方の健康確保、と言う点からの是正が不可欠である」

とし、特に「高度プロフェッショナル制度」については、健康確保の観点から「年間104日以上かつ4週間を通じ4日以上の日曜確保」を義務化すべきことを要求している。また、それらに加えて「疲労の蓄積の防止又は蓄積状況の把握の観点からの選択的措置を講じなければならない事とし、その内容は、勤務間インターバルの確保及び深夜業の回数制限、1か月または3か月についての健康管理時間の上限設定、2週間連続の休暇の確保、又は疲労の蓄積や心身の状況などをチェックする臨時の健康診断の実施とすべきである」とある。

この連合の「要請書」に対して、安倍総理の方からは「重く受け止め、責任を持って検討」する。「私と神津会長と榊原会長との間で、政労使合意が成立するよう、最大限努力したい」旨の回答があり、秋の臨時国会での成立に向けて動き出そうとしている。

神津会長の決断、今のままでは健康管理は不十分、出来る限り是

正するのが責任ある立場に納得するのだが・・・???

この合意に至った連合内の手続きが不十分だったこともあり、内部からの反対意見も出されたようだが、それ以上にマスコミの中から、かつてのホワイトカラーイグゼンプション提案時の「残業代ゼロ法案」という趣旨に近い批判が繰り返され、かなり大きな問題として取り上げられている。

何が問題なのだろうか。

神津会長は、総理との会談の終わった直後記者団の質問に対して「健康管理について今の法案は極めて不十分。そのままの形で成立してしまうのは耐えられず、出来る限り是正するのが責任ある立場での思いだ」と語っている。今の国会内の勢力関係からすれば、労働者の側の要求が一定程度勝ち取れるのであれば、その修正を勝ち取ることの意義は大きい。労働側の言い分を更に高めていけるかどうか、それはその後の情勢の変化や政治的力関係を変えていけるかどうか、にかかってくるわけで、「妥協一般」を否定すれば運動自体が成り立たなくなってしまう。

濱口桂一郎氏は、マスコミが「残業代ゼロ法案」という手垢のつ

いた非難語に厳しい批判を展開

問題は、この問題で何が問われているのか、と言う点にかかってくる。

労働問題について、私自身最も信頼している専門家である濱口桂一郎氏「労働政策研究・研修機構労働政策研究所長」の捉え方が参考になる。濱口所長のブログ「EU労働法政策雑記帳」2017年7月14日の「10年たっても残業代ゼロけしからん」

(<http://eulabourlaw.cocolog-nifty.com/blog/2017/07/post-4f8c.html>)によれば、今回連合が修正を求めていることに対して好意的に捉え、「この期に及んで未だに10年前と全く同じように『残業代ゼロ法案』と言う手垢のついた非難語を使っていることに、(中略)結局何も進歩しとらんわいという感想が湧いてくるのを禁じ得」ないとマスコミの論調に対して厳しい。

ちなみに、濱口所長はいまから10年前の雑誌『世界』2007年3月号で「ホワイトカラーエグゼンプションの虚構と真実」を書かれていて、大変参考になった事を記しておきたい。この『世界』の論文において、日給制だったブルーカラー労働者が月給制のホワイトカラー労働者と戦時経済の中で一体化され、それが戦後の民主化の過程の中で労職一体化の「日給月給制」として一本化されることや、EUとアメリカの労働時間と賃金の関係が全く逆転していることなど、歴史的かつ国際的な観点からも分析も加えられていて、ホワイトカラーが圧倒的に多くなった今日の労働者の賃金と労働時間といった基本的な労働条件の在り方が、根本的なところから問い直されていることを教えてくれる。

問題は残業代がゼロになることではなく、休日・休息時間をしっ

かりと確保する事が労働時間法政策の最重要課題なのだ

ちょっと外れてしまったが、濱口所長は何が一番の問題なのか、という点について、残業代がゼロになる事ではなく、管理職も含めて休息時間を確保する事が現在の労働時間法政策の最も重要な課題であり、加えて週休の確保と一定日数以上の連続休暇の確保という3つの「休」が確保される事によってホワイトカラーエグゼンプションを正当性のある制度として実施する事が出来るのだ、と指摘されている事だろう。つまり、過労死にまで至るような労働時間の在り方に改革のメスを入れられるかどうか最大の課題なのだ。今回の申し入れ書の中で、年104日以上かつ4週間を通じて4日以上の日休確保と並んでそれ以外の休息や連続休日を確保する事を選択的義務としている事にリーズナブルなものとして評価されている。(本当は、それらを選択ではなく、全て同時に実現する事なのだろうが、今の情勢では選択する事がリーズナブルと見ておられる

ようだ)

連合の今回の要請書に「健康診断」を選択義務に入れたことに濱

口氏は問題だと指摘

ところが、問題点としてその選択的義務の中に「健康診断」を入れていることに制度設計上次のような批判を展開されている。曰く「選択肢として健康診断を選ばない場合には、疲労の蓄積や心身の状況などをチェックする必要がないかのような誤解を招きかねない」という点である。この点は、全ての適用対象者に必要な事であり、選択肢に入れるべきものではないという批判である。けだし、その通りだろう。

今回の総理への申し入れを巡って、労働界の中でも問題視する意見があり、連合会長の役員改選問題にまでつながる動きも出ているという。濱口所長の見解なども含めて、労働界は冷静に対処していく必要があるように思えてならない。引き続き、問題の行方についてウオッチしていきたい。

(参考) 濱口桂一郎所長の『世界』論文については

<http://hamachn.on.cocacn.jp/sekaixemption.html> を参照していただきたい